

議案第132号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 長期優良住宅とは（概要と市内認定件数の推移）

長期優良住宅とは、具体的な年数を定めてはいませんが、数世代にわたって住み続けることができるような質の高い住宅であり、これを維持保全計画にもとづいて適切にメンテナンスを行うことで、長寿命化を図り、ひいては住宅取得にかかる費用の軽減が見込まれます。

具体的な技術的基準としては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律にもとづいて、

- ・劣化対策(数世代にわたって使用可能であること)
- ・耐震性(大規模な地震後も使用可能なこと)
- ・可変性(一定程度の間取りの変更が可能であること)
- ・維持管理・更新の容易性(点検・補修・更新などの維持管理が容易であること)
- ・高齢者等対策(将来のバリアフリー改修に対応できるよう必要なスペースが確保されていること)
- ・省エネルギー対策(必要な断熱性等の省エネルギー性能が確保されていること)

などの基準を満たすことが求められています。

また、長期優良住宅の普及促進を目的として、認定を受けたものについては税制優遇(所得税や固定資産税など)を受けることができます。

近年の長期優良住宅建築等計画認定件数の推移（単位:件）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
324	281	277	285	272